

令和4年度

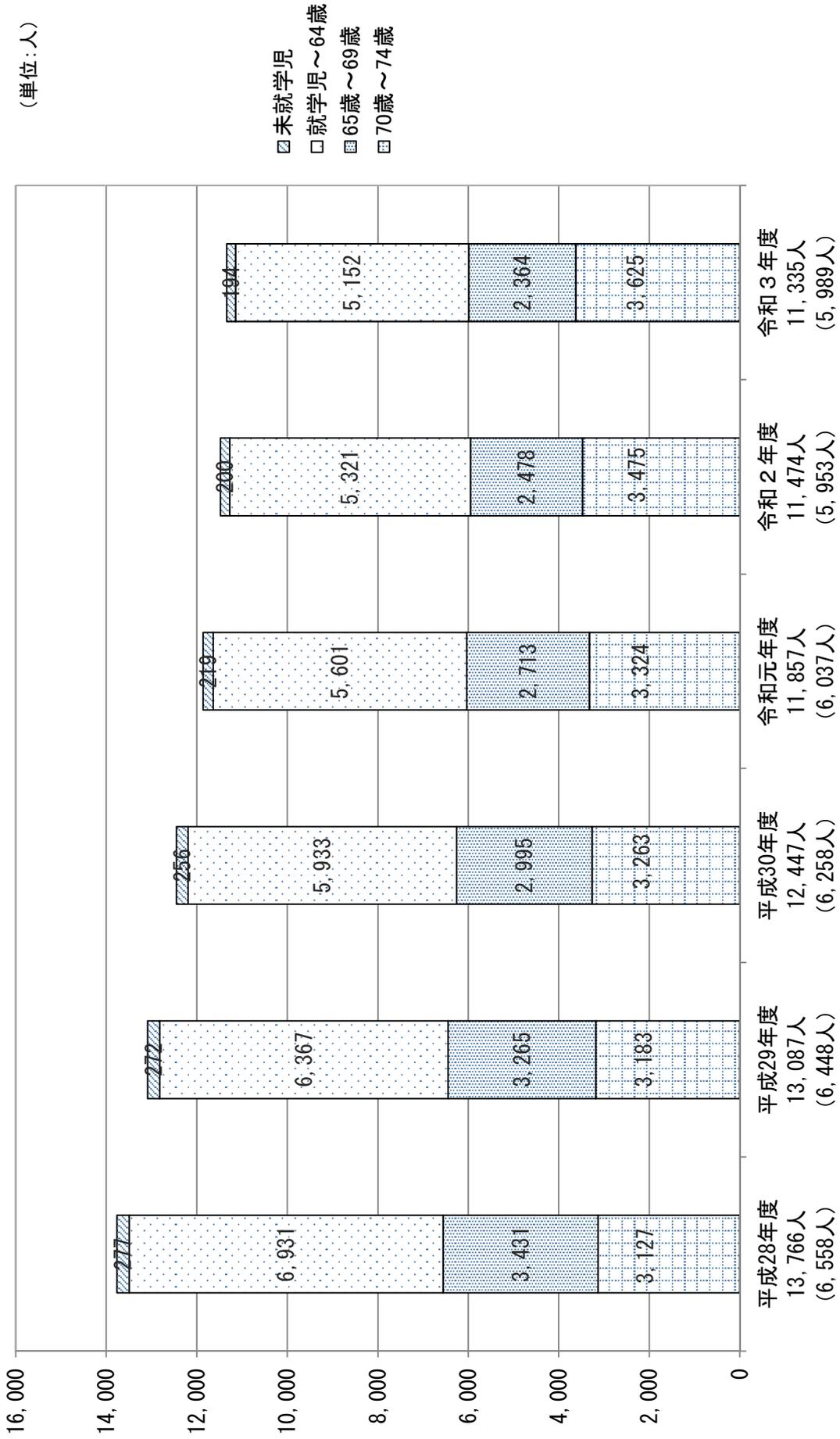
千曲市国民健康保険運営協議会

参考資料編

## 参 考 資 料 編

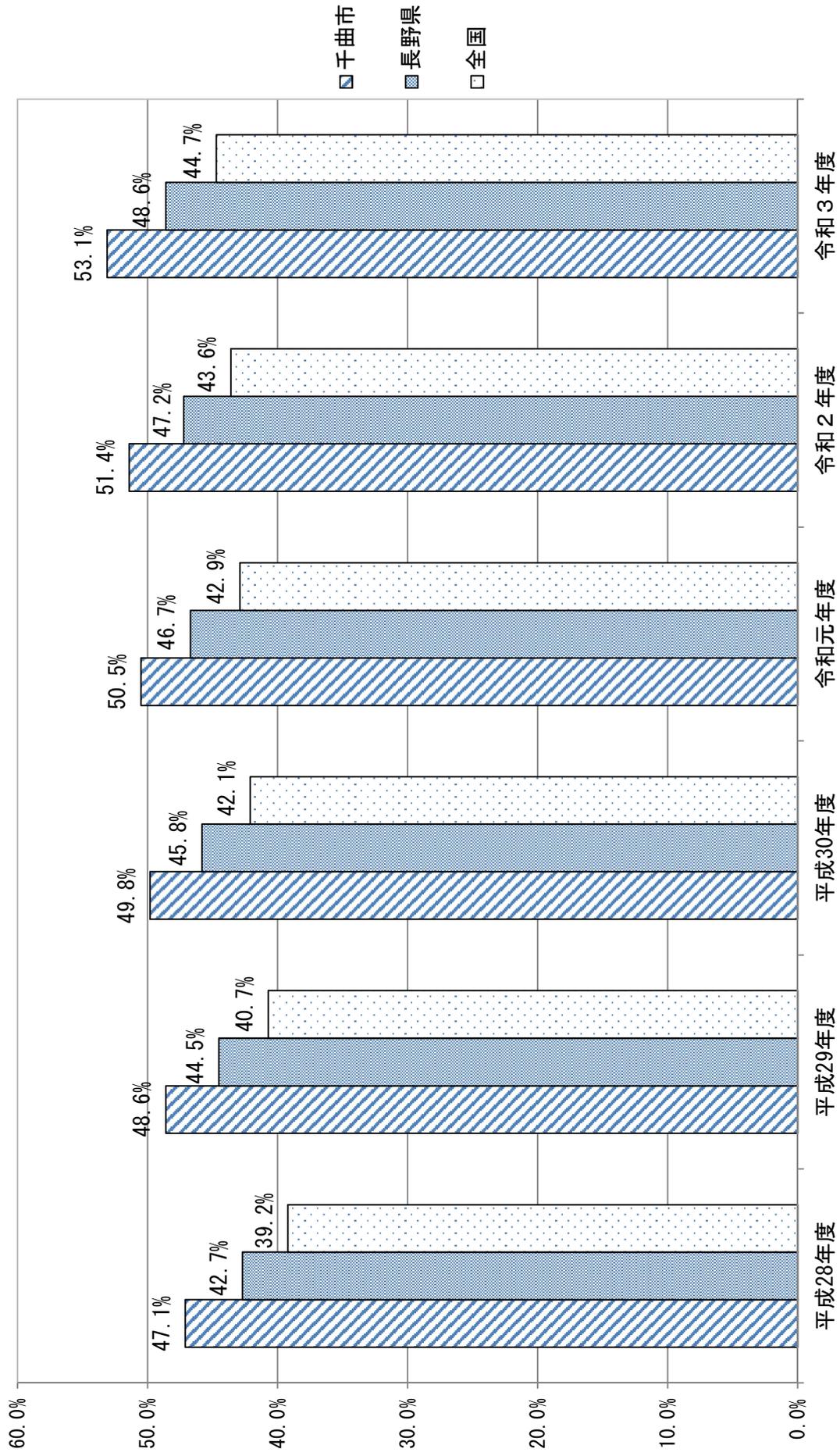
○ 被保険者数の推移（年度平均・全被保険者）	2
○ 国保全被保険者に占める 65 歳以上被保険者の割合	3
○ 年度別保険給付費	4
○ 1 人あたり医療費の推移	5
○ 1 人あたり医療費の推移（伸び率）	6
○ 国民健康保険支払準備基金残高の推移	7
○ 国民健康保険特別会計繰入金の状況	8
○ 県下 19 市の国民健康保険税（料）率等の状況	9
○ 令和 4 年度国民健康保険税について（配布用チラシ）	10
○ 国民健康保険法（抜粋）、国民健康保険法施行令（抜粋）	12
○ 千曲市国民健康保険運営協議会規則	14
○ 千曲市国民健康保険担当部署組織図	16

### 被保険者数の推移(年度平均・全被保険者)



※( )内は全被保険者数のうち65歳以上の被保険者の人数

国保全被保険者に占める65歳以上被保険者の割合 (KDBシステムより)



# 年度別保険給付費

単位：円（下段：前年度比増減）

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一 般	療養給付費	3,459,538,859 △ 165,657,682	3,314,539,489 △ 144,999,370	3,337,437,657 22,898,168	3,283,582,817 △ 53,854,840	3,381,588,185 98,005,368
	療養費	44,714,569 3,477,381	37,043,633 △ 7,670,936	37,186,699 143,066	37,133,026 △ 53,673	33,884,145 △ 3,248,881
	高額療養費	495,997,354 △ 24,020,530	455,370,911 △ 40,626,443	484,532,784 29,161,873	486,595,259 2,062,475	510,753,596 24,158,337
	高額介護合算	244,491 32,889	218,952 △ 25,539	343,292 124,340	436,403 93,111	283,072 △ 153,331
	移送費	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	小 計	4,000,495,273 △ 186,167,942	3,807,172,985 △ 193,322,288	3,859,500,432 52,327,447	3,807,747,505 △ 51,752,927	3,926,508,998 118,761,493
	退 職	療養給付費	68,152,399 △ 72,130,231	22,600,658 △ 45,551,741	4,260,250 △ 18,340,408	5,047 △ 4,255,203
療養費	1,017,099 △ 875,400	273,131 △ 743,968	121,527 △ 151,604	0 △ 121,527	0 0	
高額療養費	10,148,274 △ 12,671,897	2,335,997 △ 7,812,277	58,104 △ 2,277,893	0 △ 58,104	0 0	
高額介護合算	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
移送費	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
小 計	79,317,772 △ 85,677,528	25,209,786 △ 54,107,986	4,439,881 △ 20,769,905	5,047 △ 4,434,834	2,968 △ 2,079	
出産育児一時金	15,694,490 157,980	12,148,000 △ 3,546,490	9,240,000 △ 2,908,000	10,468,000 1,228,000	7,980,000 △ 2,488,000	
葬 祭 費	4,150,000 △ 850,000	4,900,000 750,000	3,200,000 △ 1,700,000	4,000,000 800,000	4,000,000 0	
結核医療給付金	0 △ 6,967	2,075 2,075	15,966 13,891	7,205 △ 8,761	0 △ 7,205	
傷病手当金	0 0	0 0	0 0	0 0	48,876 48,876	
審査支払手数料	11,276,591 △ 484,962	11,326,756 50,165	10,858,569 △ 468,187	11,378,367 519,798	10,782,076 △ 596,291	
合 計	4,110,934,126 △ 273,029,419	3,860,759,602 △ 250,174,524	3,887,254,848 26,495,246	3,833,606,124 △ 53,648,724	3,949,322,918 115,716,794	

1人あたり医療費の推移

(単位:円)

保険者名	一 般				退 職				国 保 全 体			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
長野市	370,329	382,566	376,380	393,803	338,021	303,788	209,407	-	370,075	382,454	376,378	393,804
松本市	367,760	383,694	379,630	410,028	450,382	744,251	548,380	-	368,453	384,365	379,634	410,029
上田市	375,156	383,139	380,455	417,203	426,020	629,742	91,917	-	375,538	383,459	380,458	417,208
岡谷市	381,456	404,494	389,629	411,092	603,173	603,452	23,200	-	383,607	404,955	389,631	411,092
飯田市	347,758	356,022	354,991	376,035	341,168	362,668	45,920	-	347,692	356,037	354,993	376,035
諏訪市	374,346	372,724	367,462	401,816	408,801	247,657	134,799	-	374,628	372,542	367,475	401,821
須坂市	365,249	379,987	366,313	374,101	404,404	468,820	33,630	-	365,591	380,131	366,316	374,101
小諸市	341,866	340,994	337,686	370,023	382,201	294,069	-	-	342,173	340,913	337,686	370,027
伊那市	370,973	367,156	362,993	383,759	557,523	309,076	83,320	-	372,548	367,031	362,999	383,759
駒ヶ根市	358,595	369,127	361,091	364,480	363,058	248,614	20,240	-	358,634	368,919	361,095	364,480
中野市	324,342	348,281	354,586	383,784	307,444	276,940	85,490	-	324,217	348,185	354,594	383,784
大町市	379,012	387,695	385,321	407,999	536,962	2,151,624	14,670	-	380,364	391,305	385,323	407,999
飯山市	367,559	396,650	379,240	377,227	344,474	270,399	18,560	-	367,285	396,400	379,244	377,227
茅野市	349,217	389,198	363,698	379,014	378,090	168,506	80,300	-	349,440	388,828	363,704	379,016
塩尻市	372,008	375,082	364,012	378,251	653,289	738,468	62,410	-	374,218	375,488	364,016	378,251
千曲市	366,514	382,558	388,590	406,076	249,054	230,863	7,210	-	365,278	382,213	388,591	406,077
佐久市	355,669	364,430	366,026	397,821	468,911	692,917	331,160	-	356,793	365,149	366,024	397,822
東御市	362,956	383,847	356,038	413,243	248,073	195,263	78,520	-	361,666	383,545	356,050	413,246
安曇野市	380,839	382,834	361,617	393,231	357,613	271,044	-26,560	-	380,675	382,660	361,616	393,232
市町村計	359,681	370,838	364,965	388,298	412,408	497,822	1,255,119	-	360,137	371,056	364,971	388,299

※平成30年度から令和2年度は「確定値」、令和3年度は「速報値」

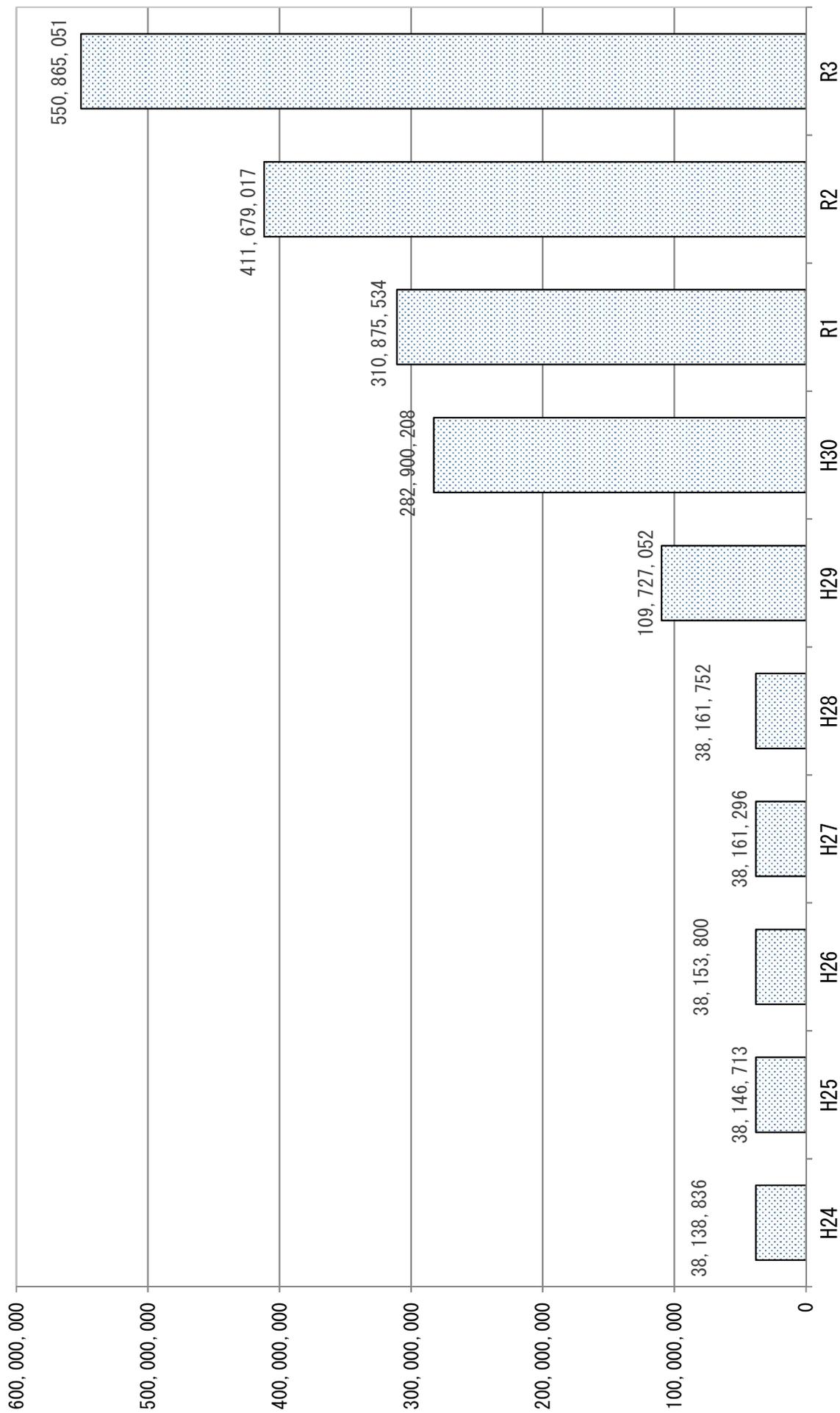
1人あたり医療費の推移(伸び率)

(単位:円、%)

保険者名	国保全体												
	平成30年度	令和元年度	R1-30	伸び率	伸び率 順位	令和2年度	R2-R1	伸び率	伸び率 順位	令和3年度	R3-R2	伸び率	伸び率 順位
長野市	370,075	382,309	12,234	3.3	11	379,826	-2,483	-0.6	5	393,804	13,978	3.7	15
松本市	368,453	387,271	18,818	5.1	7	380,571	-6,700	-1.7	11	410,029	29,458	7.7	7
上田市	375,542	386,747	11,205	3.0	13	382,778	-3,969	-1.0	7	417,208	34,430	9.0	3
岡谷市	383,607	405,185	21,578	5.6	5	389,810	-15,375	-3.8	15	411,092	21,282	5.5	9
飯田市	347,692	356,657	8,965	2.6	14	357,338	681	0.2	3	376,035	18,697	5.2	11
諏訪市	374,628	371,657	-2,971	-0.8	18	366,691	-4,966	-1.3	9	401,821	35,130	9.6	2
須坂市	365,591	379,569	13,978	3.8	9	365,829	-13,740	-3.6	14	374,101	8,272	2.3	17
小諸市	342,173	344,327	2,154	0.6	16	341,867	-2,460	-0.7	6	370,027	28,160	8.2	4
伊那市	372,548	369,104	-3,444	-0.9	19	364,136	-4,968	-1.3	10	383,759	19,623	5.4	10
駒ヶ根市	358,634	371,416	12,782	3.6	10	364,560	-6,856	-1.8	12	364,480	-80	-0.1	18
中野市	324,217	348,553	24,336	7.5	3	360,246	11,693	3.4	1	383,784	23,538	6.5	8
大町市	380,364	397,867	17,503	4.6	8	392,664	-5,203	-1.3	8	407,999	15,335	3.9	14
飯山市	367,285	397,074	29,789	8.1	2	381,170	-15,904	-4.0	16	377,227	-3,943	-1.0	19
茅野市	349,440	392,707	43,267	12.4	1	366,629	-26,078	-6.6	18	379,016	12,387	3.4	16
塩尻市	374,218	376,341	2,123	0.6	17	363,734	-12,607	-3.3	13	378,251	14,517	4.0	13
千曲市	365,278	384,275	18,997	5.2	6	389,251	4,976	1.3	2	406,077	16,826	4.3	12
佐久市	356,793	368,442	11,649	3.3	12	367,967	-475	-0.1	4	397,822	29,855	8.1	6
東御市	361,666	385,164	23,498	6.5	4	357,027	-28,137	-7.3	19	413,246	56,219	15.7	1
安曇野市	380,675	383,641	2,966	0.8	15	363,332	-20,309	-5.3	17	393,232	29,900	8.2	5
市町村計	360,137	372,449	12,312	3.4	-	366,869	-5,580	-1.5	-	388,299	21,430	5.8	-

## 国民健康保険支払準備基金残高の推移

(単位:円)



国民健康保険特別会計 繰入金の状況

(単位:円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予算額)
保険基盤安定繰入金	160,669,665	199,953,043	266,758,220	270,618,498	269,987,228	289,444,207	279,859,254	272,608,149	273,659,614	253,895,000
出産育児一時金繰入金	10,880,000	10,009,000	12,298,000	10,357,673	10,462,993	8,098,666	7,467,000	7,023,000	5,320,000	9,800,000
財政安定化支援事業繰入金	36,009,000	68,420,000	74,776,000	64,877,000	56,547,000	69,455,000	64,922,000	64,770,000	54,244,000	61,806,000
事務費等繰入金	103,501,176	18,059,977	18,180,086	20,713,331	20,896,349	24,190,891	26,512,811	27,399,839	27,843,662	32,497,000
事務費繰入金(法定分)	18,878,271	18,059,977	18,180,086	20,713,331	20,896,349	23,941,891	25,987,811	26,783,839	27,179,662	31,773,000
法定外繰入	84,622,905	0	0	0	0	249,000	525,000	616,000	664,000	724,000
赤字補てん分	84,622,905	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金積立資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方単独事業国庫負担金減額補てん分	0	0	0	0	0	249,000	525,000	616,000	664,000	724,000
未就学児均等割保険料繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,852,000
一般会計繰入金 合計	311,059,841	296,442,020	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	378,761,065	371,800,988	361,067,276	359,850,000
国民健康保険支払準備基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,857,000
繰入金 合計	311,059,841	296,442,020	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	378,761,065	371,800,988	361,067,276	390,707,000

【県下19市の国民健康保険税(料)率等の状況】

R4税率(R4.7月国保連資料より)

R4年度	医療分				支援金分				介護分				R4年度 改定
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
	%	%	円	円	%	%	円	円	%	%	円	円	
長野市	8.20	-	17,760	19,680	2.80	-	6,240	7,560	2.60	-	8,760	7,080	
松本市	8.10	-	18,800	21,700	3.20	-	6,500	7,400	2.60	-	6,400	6,700	○
上田市	5.90	-	20,000	19,900	2.43	-	8,700	7,300	2.20	-	8,900	6,500	○
岡谷市	7.61	11.95	21,800	20,000	2.40	2.98	8,600	6,800	2.02	2.40	8,600	6,800	○
飯田市	6.60	-	16,500	21,000	3.05	-	10,600	-	2.70	-	8,600	6,800	
諏訪市	7.20	22.30	19,000	22,000	2.70	7.30	8,000	9,500	1.70	7.10	7,000	6,000	
須坂市	7.40	-	19,000	19,000	2.90	-	6,000	6,000	2.10	-	8,000	7,000	
小諸市	6.00	7.00	18,000	20,000	2.90	3.00	8,500	7,000	3.20	4.50	9,000	8,000	
伊那市	6.50	-	23,400	24,400	2.30	-	8,800	7,900	2.40	-	10,300	7,700	
駒ヶ根市	7.30	16.00	18,000	20,000	2.85	4.00	7,400	6,500	2.19	7.00	7,300	6,400	
中野市	6.90	10.50	22,500	18,600	2.50	6.60	7,800	6,600	2.30	4.20	9,800	6,000	○
大町市	5.90	14.00	21,000	24,000	2.40	-	9,000	8,000	2.20	-	9,000	7,000	○
飯山市	6.90	8.20	20,000	20,100	3.45	4.00	9,800	9,700	2.60	1.60	7,500	7,000	○
茅野市	6.47	13.00	19,200	20,000	1.93	6.00	7,500	8,600	1.87	5.70	7,700	6,000	
塩尻市	6.48	-	23,400	23,900	2.28	-	8,400	7,600	1.99	-	8,500	6,800	○
千曲市	7.70	-	19,500	22,000	2.40	-	7,500	7,200	1.80	-	7,300	6,300	○
佐久市	7.30	8.00	20,800	24,400	2.75	2.90	7,300	8,700	2.75	3.00	9,000	7,300	
東御市	6.70	16.80	19,000	19,500	2.30	5.60	6,500	6,500	2.30	2.70	9,000	9,000	
安曇野市	6.90	-	20,400	20,400	2.70	-	9,600	9,600	2.20	-	7,000	7,000	
平均	6.95	12.78	19,898	21,083	2.64	4.71	8,039	7,692	2.30	4.24	8,298	6,915	

# 令和4年度国民健康保険税について

国民健康保険制度は、加入者のみなさんの病気や、けがなどで必要となる医療費を、医療機関の窓口で支払う受診料のほかに、みなさんが納める保険税と国・県からの補助金でまかない、運営しています。

国民健康保険税は、医療給付費分(医療分)・後期高齢者支援金分(支援金分)・介護納付金分(介護分)の三つに分類され、それぞれ、所得割・均等割・平等割の三つの方式で税額が算定されます。

みなさんに安心して医療を受けていただくため、また国民健康保険事業の健全な運営のため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

## 税率(税額)表

区分	内容	医療分	支援金分	介護分
所得割	加入者の前年所得に応じて計算 【(総所得額－43万円 <sup>※1</sup> )×税率】	7.7%	2.4%	1.8%
資産割	加入者の資産に応じて計算 <sup>※2</sup> 【本年度固定資産税額×税率】	—	—	—
均等割	世帯の加入者数に応じて計算 <sup>※3</sup> 【加入者数×税額】	(18.0%)	(5.3%)	(4.2%)
平等割	加入世帯に対して課税	19,500円	7,500円	7,300円
最高額	課税限度額 <sup>※4</sup> (改正前)	650,000円 (630,000円)	200,000円 (190,000円)	170,000円 (据え置き)

※1 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の方は29万円、2,450万円超2,500万円以下の方は15万円、2,500万円超の方は0円となります。

※2 今年度から資産割を廃止しました。

※3 未就学児にかかる均等割額は5割軽減されます。

※4 課税限度額を法改正により引き上げました。

## 国民健康保険税の算出方法について

- 国民健康保険税は世帯主が納税義務者のため、納税通知書等は世帯主宛にお送りします。(世帯主が会社の健康保険などに加入していても、世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります)
  - 医療分・支援金分は、年齢に関係なく国民健康保険の加入者全員に課税されます。
  - 介護分は、40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)に課税されます。
  - 国民健康保険に加入している世帯員全員の所得割額・均等割額と、世帯あたりで課税される平等割額を合計した金額が一世帯あたりの国民健康保険税として課税されます。
  - 国民健康保険税は年度(4月～翌年3月)ごとに計算します。普通徴収(納付書または口座振替による支払い)の場合は通常7月から翌年2月までの年8回で納付いただきます。年度の途中で国民健康保険の加入状況などに変更があった場合は、再度税額を計算します。
- 所得が一定基準以下の世帯の国民健康保険税の軽減 ——
- 税負担の軽減措置として、前年中の総所得が一定基準以下の世帯は、国民健康保険税のうち均等割額と平等割額が軽減されます。
- 軽減割合は 7割・5割・2割のいずれかとなります。

軽減基準額	軽減割合
世帯主 <sup>※5</sup> と被保険者 <sup>※6</sup> の前年の所得金額の合計が 43万円＋10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割
世帯主 <sup>※5</sup> と被保険者 <sup>※6</sup> の前年の所得金額の合計が 43万円＋(28.5万円×被保険者数)＋[10万円×(給与所得者等の数-1)]以下	5割
世帯主 <sup>※5</sup> と被保険者 <sup>※6</sup> の前年の所得金額の合計が 43万円＋(52万円×被保険者数)＋[10万円×(給与所得者等の数-1)]以下	2割

「給与所得者等」とは、給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等所得者(65歳未満：公的年金等の収入が60万円を超える方/65歳以上：公的年金等の収入が125万円(15万円の特別控除を含む)を超える方)を指します。

※5 国民健康保険に加入していない世帯主も含まれます。

※6 被保険者とは、国民健康保険に加入している人と国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人です。

- 65歳以上の公的年金所得者は、年金所得より15万円を控除した額から軽減判定を行います。
- この軽減は世帯の所得から自動判定して計算しますので、申請の必要はありません。ただし、前年中に所得がない場合でも所得税の確定申告や住民税の申告をしていない人は、軽減を受けることができません。必ず申告してください。

## — 非自発的失業(離職)者の国民健康保険税の軽減 —

倒産や解雇・雇い止めなど、会社の都合で失業(離職)した人で下記に該当する場合に国民健康保険税の軽減を受けることができます。

- ① 対象者
  - ・平成21年3月31日以降に離職した雇用保険受給資格者
  - ※ **高年齢受給資格者及び特例受給資格者の人は対象となりません**
- ・雇用保険受給資格者証に記載の離職理由が次に該当する人

**離職理由(コード) 11・12・21・22・23・31・32・33・34**

### ② 軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などから計算します。

**前年の所得のうち、給与所得を通常の所得額の30%として計算し、これを所得割の税額計算や軽減判定に使うことで、国民健康保険税が軽減されます。**

### ③ 軽減期間

軽減期間は**離職日の翌日から翌年度末まで**となります。ただし、途中で社会保険等に加入し国民健康保険を脱退した場合は、その時点で終了します。

### ④ 申請方法

**この軽減を受けるためには申請が必要**です。

申請に必要なもの：雇用保険受給資格者証・国民健康保険証・個人番号(マイナンバー)が確認できる書類

申請先：税務課

## — 後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の経過措置 —

平成20年度以降、75歳以上の人は後期高齢者医療制度に加入することとなりました。それにともない、国民健康保険に引き続き加入する人の負担が急増えることがないよう、次の軽減を受けることができます。

### ○ 所得が一定基準以下の世帯の軽減(裏面参照)

いままでも国民健康保険税の軽減を受けていた世帯は、**世帯構成や収入に変更がない場合、いままでも同じ軽減を受けることができます。**

### ○ 平等割の軽減

国民健康保険の加入者が一人となる場合は、世帯構成に変更がなければ平等割が軽減されます(最初の5年間は2分の1額、その後3年間は4分の1額)。

### ○ 社会保険等に加入していた75歳以上の人に扶養されていた65歳以上の人

いままでも扶養されていた人が国保に加入した場合、申請することで所得割が課税されません。また、7割・5割の軽減を受けられない世帯(裏面参照)は均等割が半額に、国保加入者が一人の場合は平等割も半額となります。

※均等割及び平等割の軽減期間は、資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限ります。

## 国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)について

下の①～④の条件全てに該当する人は、国民健康保険税の納付方法が特別徴収(年金からの天引き)となります。該当する人には、**特別徴収開始通知書**を別途送付します。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入している
- ② 世帯内の国民健康保険加入者が、全員65歳以上75歳未満である
- ③ 世帯主の介護保険料を年金からの特別徴収で納めている
- ④ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

### — 特別徴収と普通徴収の両方で納付する場合 —

特別徴収の対象世帯で年度の途中に国民健康保険の加入者が増える等により税額が増額となった場合、特別徴収はそのまま継続され、増額分を普通徴収とします。

※ 普通徴収・・・納付書または口座振替による支払い

※ 特別徴収・・・年金からの天引きによる支払い

### 【 特別徴収から口座振替へ変更することができます 】

特別徴収の対象となった人で、口座振替での納付を希望する場合は、**申請することで納付方法を変更することができます。**

**また、いままでも口座振替により納付していた人も、特別徴収ではなく引き続き口座振替での納付を希望する場合は申請が必要です。**

口座振替での納付を希望する人は、振替を希望する金融機関の通帳・通帳の届出印・国民健康保険証を持参し、税務課で申請してください。

**特別徴収・口座振替どちらで納付しても、納付する国民健康保険税の総額は変わりません。**なお、納付書での納付へ変更することはできません。

問い合わせ先 千曲市役所 電話 026-273-1111(代表)

○国民健康保険税の計算について

税務課 内線 1143

○国民健康保険税の納付について

債権管理課 内線 1124

○加入・脱退・医療費の給付について

健康推進課 内線 1233

## 国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険）

**第2条** 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする

（保険者）

**第3条** 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第11条** 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

## 国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

- 第3条** 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもって組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内数とする。

- 3 法第 11 条第 2 項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第 5 条第 1 項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

**第 4 条** 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

(会長)

**第 5 条** 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○千曲市国民健康保険運営協議会規則

平成 15 年 9 月 1 日

規則第 71 号

(趣旨)

第 1 条 千曲市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)については、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)及び国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)並びに千曲市国民健康保険条例(平成 15 年千曲市条例第 147 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員の委嘱)

第 2 条 協議会の委員中、被保険者を代表する委員は、市の公職についていない者の中から、保険医又は保険薬剤師を代表する委員は、市の保険医又は保険薬剤師の中から、公益を代表する委員は、市の公職にある者の中から、被用者保険等保険者を代表する委員は、被用者保険等保険者連絡協議会の推薦に基づいて市長が委嘱する。

(会長の職務)

第 3 条 協議会の会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第 4 条 協議会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 市長から協議会に諮問があったとき。
- (2) 被保険者その他利害関係者から、国民健康保険に関する意見の開陳があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要があるとき。

(定足数)

第 5 条 協議会は、委員の過半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(表決)

第 6 条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 条 議長は、採決するときは、その旨を会議に宣告しなければならない。

2 議長が採決した後は、その議題について発言することができない。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第 8 条 会長は、議事に関し、必要があると認めるときは、市長又は関係職員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(書記)

第 9 条 協議会に書記を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(会議録)

第 10 条 会長は、会議録を作成し、会議に出席した 2 人の委員とともに署名しなければならない。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

千曲市国民健康保険担当部署組織図(令和4年8月1日現在)

主な担当業務

